

警戒レベル表記と気象情報



令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が**避難指示**に一本化されました。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	相当する気象情報
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 ^{※1}	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報

～〈警戒レベル4までに必ず避難〉～

4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示(注)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 危険度分布「非常に危険」(うす紫) 氾濫危険情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者などは避難 ^{※2}	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報(土砂災害) 洪水警報 危険度分布「警戒」(赤) 氾濫警戒情報
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を 確認	大雨・洪水注意報 (警報に切り替える可能性に 言及されていないもの)	<ul style="list-style-type: none"> 危険度分布「注意」(黄) 氾濫注意情報
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報(警報級の可能性) (大雨に関して、明日までの期間に [高]または[中]が予想されている場合)	

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません

※2 警戒レベル3は、高齢者など以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングです

避難所における 新型コロナウイルス感染対策について

今年も梅雨に入り、避難が必要となる災害などが発生する恐れがあります。

令和5年5月8日をもって法律上の位置づけが5類感染症になりましたが、引き続き国の助言に従い避難所数を増やすなどの対策を実施しますので、災害の前兆を確認した場合は、明るいうちに早めの避難(予防的避難)を心がけてください。

●避難開始

警戒レベル3(大雨警報など発令時)

●避難するときに忘れずに持参するもの

食料、飲料、毛布、個人で必要なもの(薬など)

●避難所でのお願い

換気、消毒などの活動への協力をお願いします

●その他

・風邪の症状(発熱、咳、のどの痛みなど)がある場合は、必ず総務課防災消防係へご連絡ください。

・小さい子どもや妊婦、また特定疾患のある人などの特別な支援が必要な人は総務課防災消防係へご相談ください。

〈問い合わせ〉総務課 防災消防係 TEL0967 (67) 1111